

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

令和 4 年 6 月

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

目 次

I	現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域 1 法科大学院の教育活動等の現況	4
	領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証	8
	領域 3 教育課程及び教育方法	20
	領域 4 学生の受入及び定員管理	32
	領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	37

I 現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

(2) 所在地 北海道札幌市

(3) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	91人
教員数	22人(うち実務家教員6名)

2 目的

グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応えうる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力の上に、法実務の基礎を修得させなければならない。

以上の観点から、本法科大学院は、次のような能力を備える法曹の養成を教育理念・目標として掲げることとした（令和4年度（2022年度）学生便覧（法科大学院）掲載）。

- （i）基本的法分野における体系的で深い理解
- （ii）先端的・応用的法分野における専門的知識
- （iii）これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- （iv）柔軟で創造的な思考力
- （v）交渉能力と説得能力
- （vi）人権感覚・倫理性
- （vii）グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- （viii）他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、（i）（iii）（iv）（v）（vi）は法曹のコモン・ベーシックをなす「基礎力」であり、（ii）（vii）（viii）は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

このような能力を備えた法曹を要請するため、本法科大学院では、次のような体系的で一貫した施策を展開する。

①上記（i）～（viii）の能力を進展しうる人材を発掘するために、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに則り、入試制度を工夫する。これは、本法科大学院の教育理念に則った教育を行う前提となっている。

②そのようにした得られた人材に対して、上記の能力が身に付くように構想された体系的かつ実践的な教育プログラムを提供する。

③組織的・系統的なファカルティ・デベロップメント及びスタッフ・デベロップメントを通じて、提供する教育の質を維持しつつ、さらに向上させるべく、努力を傾注する。

④厳格な成績評価によって、本法科大学院修了生の質を確保する。

⑤きめ細やかな修学指導を通じて学生の勉学意欲を喚起するとともに、学修環境の整備・改善の努力を重ねる。

以上のような施策を展開することにより、質の高い法曹を社会に輩出するよう努めることが、本法科大学院の目的である。

3 特徴

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国からの有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を保ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来、常に入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域の発展にも貢献してきた。この「教育の地方分権」的機能は、本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充した後、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。昭和60年代以降は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年には大学院重点化を実施して改めて北海道大学大学院法学研究科として再編成された。この際に、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

北海道大学法科大学院は、法学研究科の法律実務専攻として平成16年に設置され、そこでの教育は、上記のような沿革・経緯から、常に最新の研究成果を反映させつつ、また地域との密接な関係性を考慮しつつ実施されている。本法科大学院の総合的な特徴は、次の点にある。すなわち本法科大学院は、22名の専任教員が法曹としての基礎力を確実に養成し、54名の兼担・兼任教員が、幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、札幌弁護士会法科大学院支援委員会の全面的な協力の下、地域に貢献できる法曹という側面をも日常から意識することが可能な環境を提供している。さらに本法科大学院は、次のような教育における個別的な特徴を有している。

①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ウェブサイトでの情報公開・PRはもとより、オンラインによる全国的な説明会の実施に努め、受験生に対しては東京試験会場を設置するとともに（ただし、令和3年度入試以降、コロナ禍の影響で東京試験会場の設置は見送っている）、在学生に対しては首都圏でのエクスターンシップを実施している。

②少人数教育体制を確保し、双方向的ないし多方向的授業・文書作成指導を重視した、個々の学生に応じた指導を実施している。

③実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と定期的に協議を行い、ローヤリング・クリニック、エクスターンシップを実施しているほか、弁護士教員による応用力涵養のための複数のゼミを展開している。

④基本・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者に対しては、研究論文作成・フィールドワークのための指導を受けられるよう配慮している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

 : 「該当なし」

基準 1－1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－1－1] 法科大学院の目的が適切に設定されていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－2－1] 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること	・教員の配置状況（別紙様式 1－2－1－1）		
	1-2-1-1 教員の配置状況		
	・開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		
	1-2-1-03 北海道大学法科大学院教員会議メモ（構成と同等の権利を有する者の紹介）（非公表）		
[分析項目 1－2－2] 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること	1-2-1-04 令和4年度法科大学院非常勤講師一覧（補助教員担当分）（非公表）		
	・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等に関する規程類		
	1-2-2-01 北海道大学大学院法学研究科・法学部内規		
[分析項目 1－2－3] 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること	1-2-2-02 北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規		
	・予算に関するヒアリングや協議の概要等		
[分析項目 1－2－4] 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること			
	・管理運営を行うための事務組織の役割、人員の配置状況が把握できる資料（組織図、事務分掌規程等）		
	1-2-4-01 国立大学法人北海道大学事務組織規程	第 6 条	
[分析項目 1－2－5] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	1-2-4-02 北海道大学法科大学院組織図		
	・SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1－2－5）		
	1-2-5 SDの実施内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－2－3] 法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により法科大学院の運営に必要な経費が負担されている。 これに加えて、必要に応じて個別に運営に係る意見を聴取する機会がある。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組 1－2－A] 主要科目につき、専任教員が担当しない科目がいくつかあるが、それらの担当教員も北海道大学大学院法学研究科の教員であり、法科大学院において研究教育能力を十分に把握している者である。また、主要科目を担当する教員は、専任教員でなくても、法科大学院教員会議の構成員となっている。 また、成績評価については、法科大学院教務委員を責任者とし、すべての科目の担当者が参加する成績判定会議により承認した上で、法科大学院教員会議で承認することとしている。このような体制を整備した上で、専任教員ではない者が主要科目を担当することを認めているのであり、実質的には専任教員が授業の内容、実施、成績に関して責任をもつものといえる。なお、専任・兼任・兼任の教員に加えて、補助教員として実務家が各種の少人数ゼミにおける学生の論述能力涵養のための指導を担当している。	1-2-1-03 北海道大学法科大学院教員会議メモ（構成と同等の権利を有する者の紹介）（非公表）		再掲
	1-2-1-04 令和4年度法科大学院非常勤講師一覧（補助教員担当分）（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組 1－2－A] 専任・兼任・兼任の教員に加えて、札幌弁護士会の支援を得て延べ33名の弁護士が、補助教員として、学生の論述能力の涵養に向けた少人数ゼミにおける学生指導を担当している。これらの補助教員の多くは、北大法科大学院の修了者であり、本法科大学院を修了して弁護士となった者が、一定の実務経験を積んだ後で、本法科大学院の教育にあたって在学生のモチベーションを高め、好影響を与えるというサイクルが完成しつつあり、教育効果を上げている。	1-2-1-04 令和4年度法科大学院非常勤講師一覧（補助教員担当分）（非公表）		再掲
	1-2-A-01 法科大学院ゼミ担当教員の北大出身率について（直近3年間）		
	1-2-A-02 法科大学院授業アンケートにかかるゼミ科目と全体平均との比較について		
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1－3－1] 法令により公表が求められている事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
[分析項目 1－3－2] 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること	・ 法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2 法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

：「該当なし」

基準 2-1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-1-1] 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること	・ 責任体制等一覧（別紙様式 2-1-1）		
	2-1-1 責任体制等一覧		
	・ 自己点検・評価に関する規程類		
	2-1-1-01 国立大学法人北海道大学評価規程	全学規程類	
	2-1-1-02 国立大学法人北海道大学における内部質保証に関する申し合わせ	全学規程類	
	2-1-1-03 北海道大学自己点検・評価における施設及び設備に関する点検・評価項目等	全学規程類	
	2-1-1-04 北海道大学における教育活動に係る内部質保証に関する要項	全学規程類	
	2-1-1-05 北海道大学における教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせ	全学規程類	
	1-2-2-01 北海道大学大学院法学研究科・法学部内規		再掲
	1-2-2-02 北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規		再掲
	2-1-1-06 北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規		
	2-1-1-07 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会に関する申し合わせ		
	2-1-1-08 北海道大学法科大学院における内部質保証に関する申し合わせ		
	2-1-1-09 法科大学院における内部質保証体制		
[分析項目 2-1-2] 教育課程連携協議会が設けられていること	・ 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 2-1-2）		
	2-1-2 教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程		
	2-1-2-01 法科大学院連携協議会内規(31.4改正)		
	・ 教育課程連携協議会の名簿（規程上の構成員との対応関係が分かる資料）		
	2-1-2-02 教育課程連携協議会構成員名簿		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-1-1】 根拠資料2-1-1-01～2-1-1-05は、本学の内部質保証に取り組むにあたり、大学全体の内部質保証体制、手順等を定めたものである。これらに加え、根拠資料2-1-1-06～2-1-1-09は、法科大学院の内部質保証に取り組むにあたり、当該大学院の内部質保証体制、手順等を定めたものである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【分析項目2-1-A】 法律基本科目の授業担当者は、法科大学院の専任教員でなくても法科大学院教員会議の構成メンバーとなり、教員会議構成メンバー全員で、教育活動等の質の維持、改善、向上に関し、情報共有し、その実践を行っている。	1-2-2-02 北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規	第2条2項	再掲
	1-2-1-03 北海道大学法科大学院教員会議メモ（構成と同等の権利を有する者の紹介）（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		
	・自己点検・評価に関する規程類		
	2-1-1-01 国立大学法人北海道大学評価規程		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人北海道大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
	2-1-1-03 北海道大学自己点検・評価における施設及び設備に関する点検・評価項目等		再掲
	2-1-1-04 北海道大学における教育活動に係る内部質保証に関する要項		再掲
	2-1-1-05 北海道大学における教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせ		再掲
	1-2-2-01 北海道大学大学院法学研究科・法学部内規		再掲
	1-2-2-02 北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規		再掲
	2-1-1-06 北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規		再掲
	2-1-1-07 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会に関する申し合わせ		再掲
	2-1-1-08 北海道大学法科大学院における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
	2-1-1-09 法科大学院における内部質保証体制		再掲
[分析項目2-2-2] 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-2-01 法科大学院内部質保証に用いる指標に関する指針（非公表）		
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
	2-2-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院自己評価書		
[分析項目2-2-3] 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること	2-2-2-03 令和3年度法科大学院自己点検評価実施報告書（教員会議資料）		
	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2-2-2-01 法科大学院内部質保証に用いる指標に関する指針（非公表）		再掲
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
	2-2-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院自己評価書		再掲
	2-2-2-03 令和3年度法科大学院自己点検評価実施報告書（教員会議資料）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【活動取組 2-2-A】 「北海道大学法科大学院点検評価専門委員会に関する申し合わせ」において、独自の評価項目（令和3年度自己点検・評価実施報告書の点検の評価項目3-4-10：5年一貫型教育選抜入学者に学修指導が行われていること）を設定している。 なお、5年一貫型教育選抜入学者に対し、入学前の事前学習指導を実施し、事例問題の分析能力、論点発見能力、論述能力等を涵養している。この取り組みの成果の評価は、当該入学者の入学後に行うため、令和4年度の自己点検・評価の際に実施する。	2-1-1-07 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会に関する申し合わせ		再掲
	2-2-2-03 令和3年度法科大学院自己点検評価実施報告書（教員会議資料）	P17	再掲
	2-2-A-01 法科大学院5年一貫型入学者向け事前学習に関する資料（非公表）		
【活動取組 2-2-B】 法学未修者に対する教育の実施状況及び教育成果の分析においては、共通到達度確認試験の成績に加え、憲法、民法、刑法の3科目に関する学習カルテ（※）を用いて、個別の学習指導に役立てている。 （※）学習カルテとは、未修者1年生につき一人ずつカルテを作成し、入学前学習指導の受講状況、未修1年目の授業態度と成績等に関する所見を、各学期の憲法・民法・刑法の担当者が記入し、次の学期の担当者に引き継ぐもの。	2-2-B-01 法科大学院学習カルテ		
【活動取組 2-2-C】 加算プログラムにおいて、2018年3月より5年間、2023年3月まで、未修者の標準修業年限修了率をKPIとして設定しているほか、単年度の数値も自己点検における内部質保証の指標としている。これらにより標準修業年限修了率を確認し、数値及び目標値と比較して教育効果の状況を分析し、これらの指標の数値を上げるための取り組みに反映させている。	2-2-C-01 令和3年度加算プログラム北海道大学法科大学院の全体構想における資料		
	2-2-C-02 北海道大学法科大学院教員会議資料（2021年度自己点検・自己評価等に関する活動内容）（非公表）	P12V以下	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 2－3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2－3－1] 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	・ 司法試験の合格状況（別紙様式 2－3－1）		
	2-3-1 司法試験の合格状況		
	・ 当該法科大学院が司法試験の合格率に関して設定している数値目標に関する資料（非公表のものも含む）		
	2-2-2-01 法科大学院内部質保証に用いる指標に関する指針（非公表）		再掲
[分析項目 2－3－2] 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	2-3-1-01 法科大学院司法試験合格率データ（修了1年目及び全体）（非公表）		
	・ 修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料		
	2-3-2-01 北海道大学法科大学院 H P 抜粋（修了生の進路状況）		
	2-3-2-02 令和 3 年度北大法科大学院OBOG 進路調査結果		
[分析項目 2－3－3] 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	・ 修了時の学生や修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-01 令和3年度法科大学院OBOGアンケート集計結果（非公表）		
	2-3-3-02 令和2年度法科大学院修了時アンケート集計結果（非公表）		
	2-3-3-03 司法試験受験生と合格者の交流会		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組 2－3－A] 直近5年間の司法試験合格率とは別に、文部科学省による司法試験累計合格率のデータをみると、平成17年度～平成29年度の累計合格率は、全法科大学院平均52.72%、本法科大学院62.96%（上位10番）、平成17年度～令和2年度のそれは、全法科大学院平均55.36%、本法科大学院64.14%（上位10番）であり、長期的にみると、本法科大学院の司法試験合格率は、高い水準を安定的に維持している。	2-3-A-01 平成17年～平成29年度司法試験累計合格率データ		
	2-3-A-02 平成17年度～令和2年度司法試験累計合格率データ		
[活動取組 2－3－B] 毎年、修了者へのアンケートを実施して勉強方法、勉強時間、授業内容等に関する意見・要望等を収集しているほか、修了者支援のための説明会を実施し、要望を受け付けている。これをふまえて臨時開講科目の開講するなどの対応をしている。このような経緯で開講された臨時開講科目としては、「債権法改正」（平成26年度～令和2年度）、「現代民法」（令和3年度新設）、「刑事訴訟法事例問題演習」（令和3年度新設）がある。	2-3-3-02 令和2年度法科大学院修了時アンケート集計結果（非公表）		再掲
	2-3-B-01 令和3年度法科大学院修了生支援説明会次第(非公表)		

【活動取組 2－3－C】 本法科大学院を修了して弁護士になった者が、一定の実務経験を積んだ後で、本法科大学院の教育に当たり、さらに次の世代の法曹養成にあたることのできる人材を養成するというサイクルが完成しつつある。		2-3-C-01 北大法科大学院修了者の非常勤講師数を示す資料		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
		根拠資料・データ欄		備考
【優れた成果が確認できる取組】				再掲
該当なし				
【改善を要する事項】				
該当なし				

基準2-4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組2-4-A] 前回の法科大学院認証評価における指摘を受け、これまで改善策を計画・実施し、法科大学院長が、毎年、その実施状況と評価を、法科大学院教員会議で説明してきた。本法科大学院では、教育活動等の質の維持、改善、向上を図るための体制を整え、その体制が実際に機能している。	2-4-A-01 令和3年度北海道大学法科大学院教員会議議事録（非公表）		
	2-2-C-02 北海道大学法科大学院教員会議資料（2021年度自己点検・自己評価等に関する活動内容）（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準（非公表のものを含む。）		
	2-5-1-01 国立大学法人北海道大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 北海道大学法科大学院教員候補者選考に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-03 法科大学院における実務家教員候補者（専任・みなし専任）の選考手続きの申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-04 北海道大学法学研究科特任教員候補者（法科大学院の実務家教員及び再雇用を除く）の選考手続きに関する申し合わせ（非公表）		
	・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料（評価に用いる資料の様式等）		
[分析項目2-5-2] 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	2-5-1-05 北海道大学法学研究科教員の業績評価について（非公表）		
	・教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員評価の実施状況（直近3回程度）（非公表）		
	・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価に関する規程		
	2-5-2-01 国立大学法人北海道大学年俸制教員の業績評価の評価水準に関する要項（非公表）		
	2-5-2-02 令和2年度の年俸制教員の業績評価（裁量評価）に係る推薦上限数について（非公表）		
	2-5-2-03 年俸制教員業績評価実施要領（非公表）		
	2-5-1-05 北海道大学法学研究科教員の業績評価について（非公表）		再掲
[分析項目2-5-3] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 FDの実施内容・方法及び実施状況一覧		再掲

[分析項目 2－5－4] 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を把握できる資料		
	2-5-4-01 法科大学院授業実施に関する指針について		
	2-5-4-02 令和4年度民事法基礎ゼミ・民事法ゼミ配付資料確認について（メール案内）（非公表）		
	2-5-4-03 刑事法基礎ゼミ・刑事法ゼミレジュメ確認・検討会開催に関するメール案内（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 2－5－1] 教員の採用等に当たっては、候補者の教育活動及び教育上の指導能力を、予備選考責任者又は予備選考委員会、法学研究科選考委員会及び法学研究科教授会において、研究業績・職歴(教育・研究歴)等に基づいて評価している。			
[分析項目 2－5－2] 専任教員に対する教育活動・指導能力評価に関しては、教員の評価についての規程整備の必要性を早急に検討し、今後、研究業績とは別に、教育自体に特化した形での評価を実施していくことの可能性・有効性について議論を重ねた上で、実施に移していく予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組 2－5－A] 補助教員が担当するゼミ科目（民事法基礎ゼミ、民事法ゼミ、刑事法基礎ゼミ及び刑事法ゼミ）においては、補助教員のみでなく、専任教員（研究者教員）も参加して、ゼミの進め方、答案の採点方法等についての共通理解の獲得を図るとともに、問題作成と参考答案の作成を補助教員と専任教員が共同で行い、また、補助教員が経験を積むしくみになっている。	2-5-4-02 令和4年度民事法基礎ゼミ・民事法ゼミ配付資料確認について（メール案内）（非公表）		再掲
	2-5-4-03 刑事法基礎ゼミ・刑事法ゼミレジュメ確認・検討会開催に関するメール案内（非公表）		再掲
	2-5-A-01 法科大学院民事法ゼミ・民事法基礎ゼミ担当教員一覧（非公表）		
	2-5-A-02 法科大学院民事法基礎ゼミ日程一覧（非公表）		
	2-5-A-03 法科大学院民事法基礎ゼミについて（非公表）		
	2-5-A-04 法科大学院民事法ゼミ日程一覧（非公表）		
	2-5-A-05 法科大学院民事法ゼミについて（非公表）		
	2-5-A-06 法科大学院刑事法ゼミ日程一覧（非公表）		
	2-5-A-07 2021年度「刑事法ゼミ」ガイダンス資料(非公表)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
〔活動取組 2-5-A〕 民事法基礎ゼミ及び民事法ゼミでは、実際に授業を担当する主担任と副担任のほか、教材作成協力を行う補助教員がおり、教材作成と1回の添削を行っている。通常は、主担任が退任するときに副担任が主担任となり、教材作成協力者が副担任となる。このように、教材作成協力者→副担任→主担任という授業担当者を養成するサイクルとなっている。毎年の授業内容（教材作成を含む）は、主担任、副担任、教材作成協力者に、研究者教員も加わって協議して決定している。 刑事法基礎ゼミでは、解説講義を担当する主担当の補助教員2名については、弁護士登録後少なくとも7～10年程度の経験があり、かつ、その間、積極的に刑事事件を受任している弁護士から選任している。副担当も登録後1～5年程度の若手弁護士数名が担当している。刑事法ゼミでは、主担当は実務家教員及び登録後1～7年程度の若手弁護士から構成され、副担当もこの若手弁護士から数名を選任している。このように刑事事件についての経験が豊富な補助教員を確保している。また、特に刑事法基礎ゼミ問題作成に当たっては、主担当・副担当に、法学研究科の全刑法スタッフが加わって検討会を開催している。刑事法ゼミについても、問題分析、参考解答およびレジュメ作成、添削については主担当・副担当全員が参加し、また担当者全員が定期的に会議を開催し、教育内容の改善ならびに教員のスキルアップに努めている。	2-5-A-01 法科大学院民事法ゼミ・民事法基礎ゼミ担当教員一覧（非公表）		再掲
	2-5-4-03 刑事法基礎ゼミ・刑事法ゼミレジュメ確認・検討会開催に関するメール案内（非公表）		再掲
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 2－6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2－6－1] 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	・ 法曹養成連携協定の協定書		
	2-6-1-01 北海道大学（大学院法学研究科）及び北海道大学（法学部）の法曹養成連携協定		
	2-6-1-02 北海道大学（大学院法学研究科）及び北海学園大学（法学部）の法曹養成連携協定		
	・ 締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項の対応状況が確認できる資料		
	2-6-1-03 北大法科大学院・北大法学部法曹養成連携協定に基づく連携協議会の設置に係る申し合わせ（非公表）		
	2-6-1-04 北大法科大学院・北海学園大学法学部法曹養成連携協定に基づく連携協議会の設置に係る申し合わせ（非公表）		
	2-6-1-05 法学部学生の法科大学院授業科目の早期履修に関する申し合わせ（非公表）		
	2-6-1-06 北海道大学法学研究科早期履修特別聴講生募集要項（非公表）		
	2-6-1-07 令和 3 年度法曹養成連携協定に係る北海道大学法学部学修支援体制（非公表）		
	2-6-1-08 令和 3 年度法曹養成連携協定に係る北海学園大学法学部学修支援体制（非公表）		
	2-6-1-09 令和 3 年度法曹養成連携協定に係る北大法学部・北海学園大との合同連携協議会議事録（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組 2－6－A] 北海道大学法学部および北海学園大学法学部との法曹養成連携協定において、それぞれ早期履修制度を設けている（法曹コースに登録した学部学生が、学部在学中に法科大学院の授業を履修し、法科大学院入学後に、法科大学院の修了単位として認定するもの）。また、キャンパスの離れている北海学園大学法学部では、昼間コースである1部の学生が、夜間コースである2部の授業を履修することができるようにすることによって、早期履修制度をより実効性のあるものとしている。	2-6-1-09 令和 3 年度法曹養成連携協定に係る北大法学部・北海学園大との合同連携協議会議事録（非公表）		再掲
	2-6-1-05 法学部学生の法科大学院授業科目の早期履修に関する申し合わせ（非公表）		再掲
	2-6-1-06 北海道大学法学研究科早期履修特別聴講生募集要項（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 教育課程及び教育方法

: 「該当なし」

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・学位授与方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	・教育課程方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
[分析項目3-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
	・学位授与方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	・課程の修了要件に関する規程		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第19-20条	
	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
[分析項目3-3-2] 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）		
	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）		再掲
	・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等		
	3-3-2-01 北海道大学法科大学院カリキュラムマップ（HP掲載）		
	・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）		
[分析項目3-3-3] 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）		再掲
	・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等		
[分析項目3-3-4] 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること	3-3-2-01 北海道大学法科大学院カリキュラムマップ（HP掲載）		再掲
	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）		再掲
[分析項目3-3-5] 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	3-3-4-01 令和4年度北海道大学法科大学院開講科目一覧（学生便覧抜粋）	P113-114	
	・法科大学院の目的又は養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていることを示す資料（説明又は図示）		
	3-3-5-01 北海道大学法科大学院履修モデル（法科大学院パンフレット抜粋）		
	3-3-5-02 北海道大学法科大学院の教育プログラムについて（学生便覧抜粋）		
[分析項目3-3-6] 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	3-3-5-03 北海道大学法科大学院学位授与水準（HP掲載）		
	・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）		
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）		再掲
[分析項目3-3-7] 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	・段階的かつ体系的な教育の実施を学生に示している資料（履修案内等）		
	3-3-5-02 北海道大学法科大学院の教育プログラムについて（学生便覧抜粋）		再掲
	3-3-2-01 北海道大学法科大学院カリキュラムマップ（HP掲載）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-3-7] エクスターンシップおよびローヤリングクリニックにおいては、授業内で法曹倫理に関する指導を実施したうえで、それぞれの実技を行うこととしており、段階的な教育をおこなっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-3-A] 学位授与水準および履修モデルに掲げている、先端的ビジネス（特に知的財産法）に強い法曹を養成するため、知的財産法の分野について13単位の授業科目（いわゆるサマーセミナー1単位を含む）を提供し、入学から修了までの間の知的財産法分野における専門教育を強化している。	3-3-5-03 北海道大学法科大学院学位授与水準（HP掲載）		再掲
	3-3-A-01 令和4年度北海道大学法学研究科サマーセミナーの開講について（HP掲載）		
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）	P105-111	再掲
	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）	P22-23	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組3-3-A] （1）北海道大学は、平成15年度から19年度まで、21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」を、平成20年度から24年度まで、同じく知的財産法を一つの柱とするグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」を実施してきた。その成果として、法科大学院では、法曹人の教養としての知的財産法を学修するため合計4単位の授業が提供され、さらに、個別の法律を詳しく扱う授業が合計で8単位提供され、「武器としての知的財産法」を体系的に学修することができる（さらに次に述べる臨時開講科目1単位がある。）。 （2）加算プログラムにおいて知的財産法分野における社会的ニーズに即応した実効的な継続教育プログラムに取り組むこととしており、毎年、法科大学院生のみならず、実務家をも対象としたサマーセミナーを実施している（ただし、コロナ禍のため令和2年度は中止）。法科大学院生は、これを臨時開講科目「知的財産法C」（1単位）として履修することができる。サマーセミナーは日本弁理士会の外部研修も兼ねる（ただし、コロナ禍のためオンライン実施となった令和3年度は除く）。	3-3-A-02 北海道大学情報法政策学研究センターについて（HP掲載）		
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）	P105-111	再掲
	2-2-C-01 令和3年度加算プログラム北海道大学法科大学院の全体構想における資料		再掲
	3-3-A-03 北海道大学法科大学院カリキュラム 知財の科目について（HP掲載）		
	3-3-A-04 日本弁理士会外部機関継続の認定書		
	3-3-A-05 2019年度日本弁理士会研修の認定通知		
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	・シラバス		
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）		再掲
[分析項目3-4-2] 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること	3-4-1-01 令和4年度前期法科大学院深化プログラムクラス分けについて（掲示）（非公表）		
	・授業の方法に関する組織的に統一された方針が分かる資料（シラバスの記載方針やFD会議録等）		
	2-5-4-01 法科大学院授業実施に関する指針について		再掲
	3-4-2-01 法科大学院における成績評価基準のガイドライン		
[分析項目3-4-3] 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること	3-4-2-02 シラバス作成にあたっての留意事項		
	・論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることが分かる資料（シラバス等）		
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）		再掲
	2-5-4-01 法科大学院授業実施に関する指針について		再掲
[分析項目3-4-4] 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること	3-4-2-01 法科大学院における成績評価基準のガイドライン		再掲
	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
	・50人を超える授業科目の教育上の必要性和十分な教育効果が上げられるものとなっていることが把握できる資料（シラバス等に加え、補足説明を付すること）		
[分析項目3-4-5] 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものであること	・開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）		
	1-2-1-2 開設授業科目一覧		再掲
[分析項目3-4-6] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が35週確保されていることが確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	3-4-6-01 令和4年度法科大学院授業日程		

〔分析項目3－4－7〕 各授業科目の授業期間が、10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	3-4-6-01 令和4年度法科大学院授業日程		再掲
	3-4-7-01 令和4年度法科大学院曜日別授業日程表		
	・授業科目が10週又は15週にわたる期間を単位として行われていない場合、教育上の必要性和教育効果が同等であることを示す資料		
〔分析項目3－4－8〕 履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること	・CAP制に関する規程		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第23条	再掲
〔分析項目3－4－9〕 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	・多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導の実施体制及び実施内容が確認できる資料（法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画に関する資料、社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入等に関する資料等）		
	3-4-9-01 北海道大学法科大学院学生募集要項	P3（4）	
	3-4-9-02 法科大学院未修者のための入学前導入教育のご案内（非公表）		
	2-2-B-01 法科大学院学習カルテ		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。			
〔活動取組3－4－A〕 定期試験については、試験終了後に問題解説会を開催し、出題趣旨、論点、模範解答例等を提示するとともに、各学生の答案に対して添削を行い、学生の要望に添って、適宜質問に対応する体制を整えている。	3-4-A-01 法科大学院定期試験後問題解説会解説資料（一部抜粋）（非公表）		
	3-4-1-01 令和4年度前期法科大学院深化プログラムクラス分けについて（掲示）（非公表）		再掲
〔活動取組3－4－B〕 既修課程1年生、未修課程2年生が法律基本科目を学修する深化プログラムの各科目の授業は、20名前後のクラス編成とし、法律基本科目に関する基礎的知識を踏まえ、具体的事例問題の検討を、理論、手続の両面から深化させ、それを適確に論述できるようになることを可能とすべく、複数回の起案添削を行うなど、双方向授業を徹底して行っている。	3-4-9-02 法科大学院未修者のための入学前導入教育のご案内（非公表）		再掲
	2-2-A-01 法科大学院5年一貫型入学者向け事前学習に関する資料（非公表）		再掲
〔活動取組3－4－C〕 法学未修者に対しては入学前の導入教育、および入学後の学習カルテを活用した個別指導を行っている。早期卒業をして入学する者に対しては、入学前の時期を活用して添削指導などを行う事前学習の制度を実施している。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
〔活動取組3－4－C〕 （１）未修者教育として平成29年度から学習カルテ制度を整備し、その後、毎年度、学習カルテを作成し、未修者の履修指導、学習相談及び支援に役立てている。学習カルテ制度とは、具体的には、未修者1年生につき一人ずつ学習カルテを作成し、それに各学期の憲法・民法・刑法の担当者が所見を記入し、次の学期の担当者に引き継ぐ。これによって、担当者は前学期までの未修者の学習状況や成績を把握することができ、継続的な履修指導が可能となった。また、各学期終了後に学習カルテや成績を踏まえ、個別指導が必要と考えられる学生に教務委員長や法科大学院長が個別面談を行っている。 （２）早期卒業をして、5年一貫型教育選抜および開放型特別選抜により入学する学生に対して、当該学生が入学後スムーズに深化プログラムや先端・発展プログラムを受講できるよう、入学前の学修期間を有効に活用できるように、事前学習課題を課し、将来法曹として実務に必要な論述の能力を向上させるべく、添削指導を行っている。	2-2-B-01 法科大学院学習カルテ		再掲
	2-2-A-01 法科大学院5年一貫型入学者向け事前学習に関する資料（非公表）		再掲
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	・成績評価基準について定めている規程等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）		
	3-5-1-01 北海道大学における授業科目の成績の評価に関する規程	全学規程	
	3-5-1-02 法科大学院における成績評価に関する手引		
	3-4-2-01 法科大学院における成績評価基準のガイドライン		再掲
[分析項目3-5-2] 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることが確認できる資料		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
	3-3-2-02 令和4年度北海道大学法科大学院授業概要（シラバス）		再掲
	3-5-2-01 北海道大学法科大学院学生便覧抜粋（成績評価に関する学生周知）		
[分析項目3-5-3] 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	・評価実施前年度の成績分布表		
	3-5-3-01 令和3年度法科大学院春・夏・1学期科目成績分布表		
	3-5-3-02 令和3年度法科大学院秋学期科目成績分布表		
	3-5-3-03 令和3年度法科大学院冬・2学期科目成績分布表		
	・成績分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料		
	3-5-3-04 令和3年度法科大学院成績判定会議議事		
	3-5-3-05 法科大学院教員会議議事録(非公表)	議題4, 5	
[分析項目3-5-4] 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	・追試験や再試験に関する規程等		
	3-5-4-01 北海道大学法科大学院追試験に関する申し合わせ		
	3-5-4-02 北海道大学法科大学院再試験に関する申し合わせ		
	・追試験や再試験が適切に実施されていることが確認できる資料		
	3-5-3-05 法科大学院教員会議議事録(非公表)	報告事項3	再掲
	3-5-4-03 法科大学院定期試験欠席届		
	3-5-4-04 令和3年度1学期 追試験時間割（非公表）		
	3-5-4-05 令和3年度法科大学院再試験申請に関する学生掲示（非公表）		

[分析項目3-5-5] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績に関する異議申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	3-5-5-01 法科大学院成績評価に対する異議申立てに関する申し合わせ		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規程等		
	2-5-4-01 法科大学院授業実施に関する指針について		再掲
[分析項目3-5-6] 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・法学既修者としての認定における単位の免除についての明文化された規程等		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第20条	再掲
[分析項目3-5-7] 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての明文化された規程等		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第21-22条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-5-4] 再試験は、本試験において不可の評価を受けた学生に対して、その次以降の学期の期末試験までの間に不可となった科目の学習を促し、その学習の成果によって当該科目について可以上の成績評価を得る能力を習得したと評価できる場合に「可」の評価を与えている（「良」以上の評価は与えない）。これは、学修の実質を求めるもので、評価は厳格に行われており、合格しない者もいる。不可となった学生の救済のための制度ではない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組3-5-A] 定期試験問題、採点評価基準は、成績判定会議並びに教員会議に提出され、科目担当教員は、出題趣旨と採点基準が適正であることにつき説明を行い、教員間で情報の共有と相互チェックを行っている。	3-5-3-04 令和3年度法科大学院成績判定会議議事		再掲
	3-5-3-05 法科大学院教員会議議事録(非公表)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること	・修了の要件を定めた規程		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第19-20条	再掲
	3-6-1-01 令和4年度法科大学院学生便覧抜粋（修了要件明示資料）		
	3-3-1-02 北海道大学法科大学院実行教育課程表（学生便覧抜粋）		再掲
	・修了判定に関する手順（教授会の審議等）が確認できる資料		
	3-6-1-02 法科大学院教員会議議事録（非公表）		
	3-6-1-03 令和3年度法科大学院修了判定資料（非公表）		
	・GPA制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料		
[分析項目3-6-2] 修了要件を学生に周知していること	・修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	3-6-1-01 令和4年度法科大学院学生便覧抜粋（修了要件明示資料）		再掲
[分析項目3-6-3] 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	・修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）		
	3-6-1-02 法科大学院教員会議議事録（非公表）		再掲
	3-6-1-03 令和3年度法科大学院修了判定資料（非公表）		再掲
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第26条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-6-1] 「臨時の授業科目の取扱い」及び「法律基本科目の基礎科目等（※）」について、これまで学生便覧や実行教育課程表等で掲載していたが、これらについて令和4年10月までに「北海道大学大学院法学研究科規程」を改正し規定する。 (※) 専門職大学院設置基準第20条の3第2項及び司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第3条に規定する法律基本科目の基礎科目及び応用科目並びに専門職大学院設置基準第20条の3第6項及び司法試験法施行規則第1条に規定する選択科目並びに司法試験法第4条第2項第1号及び司法試験法施行規則第3条に規定する司法試験在学中受験をするために単位の修得が必要な科目種別			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-7-1] 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること	・教員の配置状況（別紙様式1-2-1-1）		
	1-2-1-1 教員の配置状況		再掲
[分析項目3-7-2] 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること	・過去5年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式3-7-2）		
	3-7-2 過去5年間における教員の研究専念期間取得状況		
	・研究専念期間についての規程等		
	3-7-2-01 国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程		
	3-7-2-02 北海道大学法学研究科サバティカル研修に関する申し合わせ		
	3-7-2-03 北海道大学法学研究科「研究期間制度」に関する申し合わせ事項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 学生の受入及び定員管理

：「該当なし」

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	・学生受入方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学者受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
[分析項目4-1-2] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	・学生受入方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学者受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
[分析項目4-1-3] 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	・学生受入方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学者受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 4－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4－2－1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 4－2－1）		
	4-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）		
	4-2-1-01 北海道大学法科大学院入試制度検討委員会内規		
	4-2-1-02 北海道大学法科大学院入学者選抜委員会内規		
	・ 学生受入方針		
	3-1-1-01 北海道大学法科大学院入学者受入方針・学位授与方針・教育課程方針（HP掲載）		再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表のものを含む。）		
	4-2-1-03 法科大学院入学者選考試験実施要項（一般・開放型特別選抜）（非公表）		
	4-2-1-04 法科大学院入学者選考試験実施要項（5年一貫型）（非公表）		
	・ 面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等（非公表のものを含む。））		
	4-2-1-05 法科大学院5年一貫型教育選抜面接基準等（非公表）		
	・ 入学者選抜要項等が掲載されているウェブサイトの該当箇所		
	4-2-1-06 北海道大学法科大学院入学案内（HP掲載）		
	4-2-1-07 北海道大学法科大学院募集要項請求案内（HP掲載）		
	・ 入学資格を示す資料（研究科規則、入学者選抜要項等）		
	3-3-1-01 北海道大学大学院法学研究科規程	第3条	再掲
	4-2-1-08 令和5年度法科大学院学生募集要項【前期日程・後期日程】	P1出願資格	
	4-2-1-09 令和5年度法科大学院学生募集要項【開放型特別選抜】	P1出願資格	
	4-2-1-10 令和5年度法科大学院学生募集要項【5年一貫型教育選抜】	P1出願資格	

	・入学試験問題		
	4-2-1-11 令和4年度北海道大学院法科大学院入学者選考試験〔前期日程〕小論文試験問題		
	4-2-1-12 令和4年度北海道大学院法科大学院入学者選考試験〔前期日程〕法律科目試験問題		
	4-2-1-13 令和4年度北海道大学院法科大学院入学者選考試験〔後期日程〕小論文試験問題		
	4-2-1-14 令和4年度北海道大学院法科大学院入学者選考試験〔後期日程〕法律科目試験問題		
	・入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所		
	4-2-1-15 北海道大学法科大学院入学向け説明会情報（HP掲載）		
	4-2-1-16 北海道大学法科大学院2023年度パンフレット		
	4-2-1-06 北海道大学法科大学院入学案内（HP掲載）		再掲
	・法学未修者について、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由としないことが確認できる資料		
	4-2-1-08 令和5年度法科大学院学生募集要項【前期日程・後期日程】	P3（5）能力証明資料欄	再掲
	・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学選抜を受験できるように配慮されていることが分かる資料（入学選抜要項等の該当箇所）		
	4-2-1-08 令和5年度法科大学院学生募集要項【前期日程・後期日程】	P3（4）志望理由書欄	再掲
	・身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料		
	4-2-1-08 令和5年度法科大学院学生募集要項【前期日程・後期日程】	P7 14その他（2）欄	再掲
[分析項目4-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること	・入試に関して検証するための組織について把握できる資料（委員会の規程等）		
	4-2-1-01 北海道大学法科大学院入試制度検討委員会内規		再掲
	4-2-1-02 北海道大学法科大学院入学選抜委員会内規		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去5年分）		
	4-2-2-01 入学選抜の改善に反映させた事例		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 4－3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4－3－1] 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	・ 学生数の状況（別紙様式 4－3－1）		
	4-3-1 学生数の状況		
	・ 適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
[分析項目 4－3－2] 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	・ 学生数の状況（別紙様式 4－3－1）		
	4-3-1 学生数の状況		再掲
	・ 適正な割合、規模又は倍率となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目分析項目 4－3－2] 入試制度検討委員会で受験者数および入学者数の増加を図る方策を検討し、入学 試験の実施時期と実施回数を変更した。その結果、令和 4 年度の入学者充足率は（定員 5 0 名）、令和 3 年度 5 2 %（2 6 名入学）から、令和 4 年度は 8 8 %（4 4 名入学）と大幅に上昇した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

：「該当なし」

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-01 北海道大学法科大学院平成29年度評価報告書	P34	
	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されている場合、及び、その後に施設・設備等に関して特段の変更があった場合は、現在の状況が確認できる資料（以下に資料の種類を例示） ・ 法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等 ・ 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料 ・ 自習室の利用案内 ・ 各施設に備えられた設備・機器リスト等 ・ 図書館案内 ・ 図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等） ・ 図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等） ・ 図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）		
	・ 施設・設備に関して、当該法科大学院の特色を表し、一定の成果を上げている場合は、特色や成果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組5-1-A] 法科大学院図書室の図書選定業務において、学生からの要望を受けて、希望図書のアンケートを実施し、アンケート結果を参考に各科目の担当教員が図書の選定を行うこととした。	5-1-A-01 法科大学院図書室の図書選定に関するアンケート（学生揭示）（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5－2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5－2－1] 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること	・履修指導、学習相談及び支援に係る整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に学生の支援に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-01 北海道大学法科大学院平成29年度評価報告書	P28-29	再掲
	・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）		
	5-2-1-01 令和4年度法科大学院入学式・ガイダンス開催案内（非公表）		
	5-2-1-02 令和4年度法科大学院入学式・ガイダンス進行表（非公表）		
	5-2-1-03 令和4年度法科大学院入学者ガイダンス 配付資料一覧（非公表）		
	・履修指導、学習相談及び支援の体制の実施状況が把握できる資料		
	5-2-1-04 令和4年度法科大学院学修支援体制一覧（非公表）		
	5-2-1-05 令和4年度法科大学院オフィスアワー一覧（非公表）		

[分析項目5-2-2] 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-01 北海道大学法科大学院平成29年度評価報告書	P28	再掲
	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が把握できる資料		
	5-2-1-04 令和4年度法科大学院学修支援体制一覧（非公表）		再掲
	5-2-2-01 法科大学院学生生活に関する各種相談窓口情報（HP掲載）		
	5-2-2-02 北海道大学ハラスメント相談室（HP掲載）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	5-2-2-03 法科大学院在学生向け最新情報（臨時特設HPページ）		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	5-2-2-04 北海道大学文学部・法学部学生相談室利用実績一覧 H29-R3.4（非公表）		
	・経済面の援助の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	5-2-2-05 北海道大学学生支援に関するHP（入学料授業料に関するサイト）		
	5-2-2-06 法科大学院在学生向け情報（授業料に関するサイト）（臨時特設HPページ）		
	5-2-2-07 北海道大学学生支援に関するHP（奨学金に関するサイト）		
	5-2-2-08 法科大学院在学生向け情報（奨学金に関するサイト）（臨時特設HPページ）		
	・経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	5-2-2-09 法科大学院生授業料免除申請結果集計表（2015-2021）（非公表）		
	5-2-2-10 法科大学院生入学料免除申請結果集計表（2015-2021）（非公表）		
	5-2-2-11 法科大学院生民間奨学金採用状況一覧（2015-2021）（非公表）		
	・障害のある学生等に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料		

【分析項目5-2-3】 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	・各種ハラスメントに対応する体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	5-1-1-01 北海道大学法科大学院平成29年度評価報告書	P28	再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	5-2-2-01 法科大学院学生生活関する各種相談窓口情報（HP掲載）		再掲
	5-2-2-02 北海道大学ハラスメント相談室（HP掲載）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【活動取組5-2-A】 法科大学院在学中の学生又は修了後の学生がメンバーとなって結成した自主的団体（七法会）の要望に応じ、年1回、概ね2月から3月にかけて、学習到達度の確認と論述能力の更なる向上のため模擬試験形式の答案練習会を開催しており、答案の添削と解説会を実施している。これらの取り組みの結果、入学前から修了後に至る全ての過程で、各学生が全科目にわたって学習到達度を確認し、論述能力を恒常的に向上させる機会を提供するとともに、担当教員が、授業後も各学生の学習進捗状況を把握し、必要に応じてアドバイスできる体制を整えている。	5-2-A-01 法科大学院七法会答練開催のお知らせに関する資料(直近3年間)（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			